

令和6年第4回本巣市議会定例会議事日程（第1号）

令和6年11月25日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第17号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度本巣市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第5 議案第41号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第42号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第43号 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議について
- 日程第8 議案第44号 指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第45号 市道路線の認定について
- 日程第10 議案第46号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第11 議案第47号 令和6年度本巣市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第48号 令和6年度本巣市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	吉村知浩	2番	高橋知子
3番	瀬川照司	4番	飯尾龍也
5番	片岡孝一	6番	高橋時男
7番	寺町茂	8番	澤村均
9番	高橋勇樹	10番	今枝和子
11番	高田浩視	12番	河村志信
13番	鏑本規之	14番	臼井悦子
15番	道下和茂	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	谷口博文
教育長	川治秀輝	総務部長	村澤勲

企 画 部 長 林 玲 一
健康福祉部長 小 椋 真 二
都市建設部長 高 橋 君 治
教育委員会
事務局長 高 木 孝 人

市 民 部 長 加 納 正 康
産業経済部長 瀬 川 清 泰
水道環境部長 青 木 竜 治
会計管理者 磯 部 千恵子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長 大久保 守 康
議 会 書 記 廣 瀬 知 倫

議 会 書 記 山 本 憲
議 会 書 記 内 木 雅 浩

開会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまから令和 6 年第 4 回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は 16 人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、会議規則第 81 条により、議席番号 10 番 今枝和子さんと 11 番 高田浩視君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（大西徳三郎君）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 17 日までの 23 日間とし、11 月 26 日から 12 月 4 日、12 月 7 日から 12 月 16 日までを休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど申し述べたとおりとすることに決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（大西徳三郎君）

日程第 3、諸般の報告を行います。

最初に、議会だより編集特別委員会をお願いいたします。

委員長 寺町茂君。

○議会だより編集特別委員会委員長（寺町 茂君）

議会だより編集特別委員会から報告いたします。

議会だより第 84 号につきましては、11 月 1 日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、9 月に開催された第 3 回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、本巣、糸貫、真正の各中学校の体育大会などの写真を掲載しました。2 ページからは、正・副議長挨拶、新たな議会構成決まる、第 3 回定例会で議決された補正予算の内容と主な議案に

ついて、委員会活動、審議結果及び各議員の表決、議員活動日誌、代表質問、一般質問、特集、議員研修、議会開会のお知らせの順に掲載しました。

今回は、令和6年9月27日、10月1日、10月7日、10月16日の計4回委員会を開催しました。

次の議会だよりにつきましては、第4回定例会の内容を主なものとして、2月1日の発行の予定となっております。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いいたします。

10番 今枝和子さん。

○10番（今枝和子君）

もとす広域連合議会の報告をさせていただきます。

令和6年第3回もとす広域連合議会定例会が、会期を10月15日から10月25日までの11日間とし、本巣市役所旧本庁舎3階議場において開催をされました。

定例会に提出された議案は、条例改正1件、令和5年度決算認定3件、令和6年度補正予算3件の計7件でした。

条例改正1件については、もとす広域連合介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及びもとす広域連合地域包括センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例についてであり、所管する常任委員会において審査が行われ、その後、本会議において審議され、原案のとおり可決されました。

次に、令和5年度一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の決算認定3件については、それぞれ所管する常任委員会において審査や協議が行われ、その後、本会議において審査され、原案のとおり認定をされました。

次に、令和6年度一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の補正予算3件についても、それぞれ所管する常任委員会において審査や協議が行われ、その後、本会議において審議され、原案のとおり可決されました。

以上、もとす広域連合議会の報告とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

次に、市長より行政報告をお願いいたします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、市制20周年記念イベント「もっと・まるっと・もとす祭り」につきまして御報告を申し上げます。

11月10日、モレラ岐阜において、柿やジビエなど本巣市の特産を使った食をテーマに、28にも及

ぶ飲食物販ブースや市内中高生らの取組を紹介する展示やワークショップ、地元13団体によるステージイベント、中京テレビの人気番組「ぐーたくさん」とのコラボ企画など様々な催しを行い、20年を祝う集大成のイベントとして盛大に開催することができました。

当日は、武藤経済産業大臣や黒田県議会議員ほか、市議会議員の皆様をはじめ、市内外から3万名を超える非常にたくさんの方々に御来場いただき、食をはじめとした市の多種多様な魅力を感じて楽しんでいただくことができたのではないかと感じております。

こうして無事20周年記念イベントを成功させることができましたのも、イベントに関わっていただきました商工会や観光協会をはじめとした市内外の事業者の皆様、糸貫中学校や本巣松陽、岐阜第一、岐阜農林高校、岐阜高専、ホープ防災リーダーズや青少年沖縄派遣団の中高生の皆様、太鼓や合唱、ダンスなど出演をいただいた地元団体の皆さんなど様々な方に市のブランドコンセプト「暮らしを自給し、暮らす喜びが自給するまち」に共感をいただき、オール本巣でイベントを成功させようと熱い思いをもって御協力、御尽力をいただいたたまものであり、関係した全ての皆様に改めて多大なる感謝を申し上げます。

次に、10月14日から11月24日まで開催されました「清流の国ぎふ」文化祭2024における本巣市の取組につきまして御報告を申し上げます。

本市では、「ともに・つなぐ・みらいへ～清流文化の創造～」をキャッチフレーズに6つの催しを行いました。

市のオープニングとなる10月20日には、「未来への奏で～羽ばたいて～」と銘打ちセレモニーを開催し、市内の中学2年生と義務教育学校後期課程生徒が市の文化交流大使の宗次郎さんと共演し、合唱や演奏を披露することを通して未来を担う生徒のエネルギーを伝えました。

11月2日から3日には、市内4つのそれぞれの地域で文化祭を行い、地域で活動する文化団体、障がい者施設、幼稚園、小・中学校、義務教育学校の園児、児童・生徒などの作品展示を行いました。

また、同じく3日には、第27回岐阜県文楽・能大会もとす2024を開催し、真正中の真桑文楽同好会と真桑文楽保存会による真桑人形浄瑠璃や能郷の能狂言保存会による狂言と能をはじめ、恵那市大井と養老町室原の保存会が公演を行い、伝統文化の魅力を発信しました。

11月10日には、ギター・マンドリンフェスティバル2024 in もとすを開催し、県内外の19の団体が地域や年代の枠を超えて交流し、ギター・マンドリン音楽の魅力を伝えました。

11月17日には、「知・創・伝 文化芸能フェスティバル ぎふ雅楽合同演奏会」を開催し、県内に伝承される雅楽が演奏される中で、席田小5年生児童は催馬楽「席田」を謡い、外山小高学年児童は舞楽「振鉦」を披露しました。

最後に、「清流の国ぎふ」文化祭2024がフィナーレを迎える11月24日、本市のフィナーレとして、鼓和ドラムパフォーマンスライブ2024 in 本巣を開催し、ドラムパフォーマンス団体「鼓和」と美濃もとす太鼓が勇壮な太鼓の供宴を行い、太鼓の魅力を発信いたしました。

これら6つの催しを通して、本巣市に古くから伝わる伝統文化や文化活動を広く市内外の方に知

っていただく機会となりました。今後も地域で大切にされてきた伝統文化が途絶えることがないよう、世代を超え、未来に向けて継承されていく取組を推進してまいります。

次に、東海環状自動車道西回りルートの整備状況につきまして御報告を申し上げます。

まず初めに、岐阜国道事務所の工事でございますが、本巣パーキングエリア及び本巣インターチェンジ周辺の盛土工事は完了しており、現在に残っている調整池も含めた排水施設や側道部の工事を実施しています。なお、現在実施している工事に引き続き、新たに整備工事が1件契約され、着々と側道の仕上げが進んでいます。

次に、中日本高速道路株式会社の工事でございますが、下部工事は全てが完成し、上部工工事においても架設工事が順次行われ、上保地区のインターチェンジ第一本線橋、インターチェンジ第二本線橋、インターチェンジDランプ橋及び西町・政田更屋敷、竹後地区の真桑・政田高架橋が完成し、舗装工事、標識工事、設備等工事も着々と進んでおります。

なお、今後予定されている工事につきまして、岐阜国道事務所においては現在のところ特にありません。

また、中日本高速道路株式会社においては、橋梁下に調整池・立入防止柵、側道部を仕上げる整備工事を順次発注すると聞いております。

いずれにいたしましても、早期にこの東海環状自動車道の整備が完了いたしますように、引き続き市としても地元調整や工事施工に係る関係部署との調整など、事業推進に万全の協力体制を整えるとともに、東海環状自動車道の整備効果を十分に発揮できるように、インターチェンジへのアクセス道路の整備を県と共に進めるなど、新たな企業誘致や地域活性化に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、今年度の市の表彰につきまして御報告を申し上げます。

市の表彰は、市政の振興に寄与され、多大な御貢献をされた方々を対象に、毎年度表彰させていただいておりまして、加えて今年度は2名の方に特別表彰も贈呈させていただきました。

まず、9月25日にパリ五輪総合馬術団体で銅メダルを獲得し、総合馬術個人においても2大会連続で入賞という輝かしい成績を収められました戸本一真選手に本巣市民栄誉大賞を贈呈させていただきました。表彰式当日は、母校の真桑小学校6年生の児童たちが熱烈に歓迎し、フランス国旗のトリコロールカラーの花束贈呈や全員での写真撮影など、非常に和やかなムードでおもてなしをすることができ、満面の笑みを浮かべる戸本選手の表情が今でも印象に残っております。

次に、11月1日に本巣市表彰式を挙行し、功労者表彰として地方自治功労に1名の方を、農林業功労に1名の方を、また善行者表彰として多額の御寄附をいただきました7団体の方をそれぞれ表彰いたしました。また、長年活動いただいている2つの団体へ感謝状の贈呈も行いました。

さらに、11月7日には、BMXのワールドカップで準優勝の成績を収めた糸貫中学校の小澤美晴選手に本巣市民栄誉賞を贈呈させていただきました。小澤選手は、フランスのモンペリエと上海で開催されたワールドカップで連続して準優勝に輝くとともに、11月4日の全日本選手権では優勝するなど、女子選手では誰もやらない高難度の技に挑戦し、好成績を収めており、今後も根尾のBM

Xパークに軸足を置きながらさらなる高みを目指し、「4年後のロサンゼルス五輪でメダルを取りたい」と力強く語っていただきましたので、今後の活躍が非常に楽しみです。

次に、市内の3つの事業所と協定を締結いたしましたので、御報告を申し上げます。

初めに、株式会社ルネサンスとの間で健康増進等における包括連携に関する協定を10月1日に締結いたしました。株式会社ルネサンスとは、1月29日に災害時における施設開放及び運動支援に関する協定を締結しておりますが、今回の包括連携協定により、市民の健康づくりやスポーツ振興、子どもの体力向上などに双方が有する人的・物的資源を有効活用し、様々な取組を進めていくことで市民の健康づくりの推進や健康増進につながることを期待されるところでございます。

次に、株式会社BACK-UPとの間で、災害時におけるキャンピングカーの無償提供に関する協定を10月3日に締結いたしました。この協定の締結により、地震等の大規模災害が発生したとき、市民の応急避難や他自治体からの応援職員及びボランティアの宿泊所としてキャンピングカーを無償提供していただけるようになりました。これにより、避難所生活におけるストレス対策について大きな効果が期待されるところでございます。

次に、日本郵便株式会社との間で、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定を10月15日に締結いたしました。この協定では、指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターとして市内の6つの郵便局を指定するものであり、熱中症特別警戒アラートが発表されたときに、施設の共用部分を一般に開放していただけることとなります。これにより、高齢者をはじめ誰もが利用できる危険な暑さをしのぐ場所として、熱中症の被害発生を防止する体制の拡充が図られたところでございます。

今後も、市民の皆様の安全・安心を確保するために、様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

最後に、令和6年第2回西濃環境整備組合議会定例会が10月7日に開催されましたので、その概要につきまして御報告申し上げます。

提出されました案件は、西濃環境整備組合議会議長選挙について、西濃環境整備組合議会副議長選挙について、令和5年度西濃環境整備組合一般会計歳入歳出決算の認定についての3件でございます。

まず、西濃環境整備組合議会議長選挙につきましては、選挙の結果、議長には大垣市議会議長の空英明氏が選任されました。

次に、西濃環境整備組合議会副議長選挙につきましては、選挙の結果、副議長には大垣市議会副議長の長谷川つよし氏が選任されました。

最後に、令和5年度西濃環境整備組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額18億1,458万4,328円、歳出総額15億4,659万9,062円でございます。歳出の主なものは、塵芥処理費12億5,909万6,350円及びごみ焼却施設整備等に係る地方債の元利償還に伴う公債費1億9,333万5,000円でございます。歳入歳出差引残額は2億6,798万5,266円となり、このうち1億6,000万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき基金へ繰入れされております。また、監査委員から審査

の結果について報告が行われた後、原案のとおり認定されましたので、御報告を申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第17号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第4、報告第17号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度本巢市一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第17号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度本巢市一般会計補正予算（第5号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年10月9日、令和6年度本巢市一般会計補正予算（第5号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、副市長から御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

報告第17号の補足説明を谷口副市長に求めます。

谷口副市長。

○副市長（谷口博文君）

それでは、報告第17号、令和6年度本巢市一般会計補正予算（第5号）の専決処分につきまして補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、令和6年10月9日に衆議院が解散したことに伴い、10月15日公示、同月27日に投開票となったことから、早急に準備を行う必要があるため、必要となる予算につきまして、10月9日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、議案のつづりの2ページの次のページにございます一般会計補正予算書（第5号）の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,501万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201億4,717万1,000円とさせていただいたものでございます。

それでは、6ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございますが、県支出金、委託金の1目総務費委託金1,501万6,000円につきましては、先ほど説明させていただきました衆議院の解散に伴う選挙費委託金でございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

総務費、選挙費の4目衆議院議員選挙費1,631万8,000円につきましては、期日前投票及び投開票日の投票所及び開票所における管理者や立会人等の報酬120万5,000円、選挙事務に従事する職員の時間外勤務手当等の職員手当等791万1,000円、以下を主なものといたしまして消耗品費などの需用費140万4,000円、通信運搬費として役務費112万5,000円、ポスター掲示板設置撤去委託料などの委託料340万9,000円、投票用紙交付機などの選挙用備品の備品購入費121万3,000円でございます。

予備費130万2,000円の減額につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第17号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第17号は委員会付託を省略することを決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第17号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、報告第17号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度本巣市一般会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第41号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第5、議案第41号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第41号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和6年度診療報酬の改定に係る診療報酬の算定方法の一部を改正する告示の制定に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、市民部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第41号の補足説明を加納市民部長に求めます。

加納君。

○市民部長（加納正康君）

それでは、議案第41号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の概要1ページを御覧願います。

1の改正趣旨でございますが、令和6年度診療報酬の改定に当たり、診療報酬の算定方法の一部を改正する告示が制定されたことに伴いまして、本巣市国民健康保険条例において引用しております条項に項ずれが生じるため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、第6条第2項関係ですが、診療報酬の算定方法の別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4が項注6に、別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注7が項注11にそれぞれ改正されたことにより、引用条項を改正するものでございます。

3の適用関係でございますが、施行期日は公布の日から施行し、令和6年6月1日より適用するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本君。

○13番（鰐本規之君）

議案第41号については、今報告があったように、診療報酬の算定方法の一部を改正するという趣旨が今報告されたところでありますけれども、このことについてどのように算定方法が変わったのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

加納市民部長。

○市民部長（加納正康君）

今回の診療報酬の改定はどのようなものかということでお答えさせていただきます。

今回の診療報酬の改定につきましては、厚生労働省の概要版資料によりますと、主な改定項目といたしましては、賃上げ、基本料金等の引上げ、医療DXの推進、ポストコロナにおける感染症対策の推進、外来医療の機能分化・強化等、医療機能に応じた入院医療の評価などとなっております。全体といたしまして、診療報酬分で0.88%の増、薬価等で0.99%の減という形になっております。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本君。

○13番（鰐本規之君）

今の改正によって、当然0.0と非常に小さな改定なのかという数字的には思えるわけですがけれども、このことについて市民への影響はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

本条例改正に伴いまして、市民の皆様への影響はあるのかということでお答えさせていただきます。

引用しております項注につきましては、こちらの部分、条文内容に変更は全くございません。当該項注の前に新たに項注が追加されたためでありまして、項ずれを改正するものであり、市民の皆様に影響を及ぼすものではございません。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第41号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第42号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第6、議案第42号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第42号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例についてでございます。

本巣市国民健康保険診療所における診療体制の見直しに伴い、診療所の診療日を変更することにより所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、市民部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第42号の補足説明を加納市民部長に求めます。

加納部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、議案第42号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の概要、3ページを御覧願います。

1の改正趣旨でございますが、本巣市国民健康保険診療所につきましては、近年の人口減少や受診者の高齢化により診療所への来所者が減少し、その結果、診療収入が減少しており、慢性的な赤字経営となっております。そのため、診療所体制を見直すこととし、見直しに伴いまして診療所の診療日の変更を行うため、条例で規定されています診療日について改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、第6条関係ですが、根尾診療所につきましては、土曜日を休診日に変更し、月曜日から金曜日までを診療日とし、本巣診療所につきましては、火曜日及び木曜日を休診日に変更し、月曜日、水曜日及び金曜日を診療日とするものでございます。

3の適用関係でございますが、施行期日は令和7年4月1日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 河村君。

○12番（河村志信君）

根尾診療所の診療日を少なくする、削減というふうに理解するわけなんです、この削減に至った理由、今、説明にも人口減少である、それから受診に見える方が減っている、当然赤字体質で、聞くとところによれば1億円以上の赤字を年間出しているという中で、診療日が減るということは当然かと思いますが、この診療日の削減、変更、例えば土曜日を休診にすると。でも、実際は正規職員の医師が2名見える。それが土曜日が休診になる。では、その扱いはどうなっているのかとか、それから本巣診療所におきましても、正規のお医者さんが定年退職されて1名が減るという中で、当然そういう厳しい経営というか運営の中で、そういう経費削減であるとか赤字解消であるとか、そういうものが見えない中で、果たしてこの診療日の変更だけで議論するということがいかなものかなという気がしております。

先ほどの全員協議会で、6日にまた全員協議会を設けて、この件については議論するということを決まりましたが、その辺が見えていない。そういう説明がない中で、これはちょっと議論できないじゃないかという気がしております。

その辺はいま一度お話ししますが、残った2名の正規のお医者さん、それから放射線技師の方、それから代診という方が現在根尾に1日見えている。

それから話では、本巣診療所にも医師の方が退職される代わりに代診の方をさらに入れるというふうに聞いておりますが、その辺の信憑性であるとか、その辺をどういうふうにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

加納市民部長。

○市民部長（加納正康君）

今回、診療体制の見直しをさせていただき、それに伴って診療日を減らすという形の条例を上程させていただいております。

現在、医師が根尾に2名、本巣に1名見えまして、本巣の医師のほうが高齢により退職していただくという形で、根尾に残ってみえる2名の先生を本巣と根尾の診療所を一体的に運営する、診ていただくという形で経費を削減、また2か所を一体的に見直すということで、全体の職員体制も一緒に見直していったって、人件費等の経費のほうを削減していくような形の見直しを行おうという計画になっております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

12番 河村君。

○12番（河村志信君）

今の説明にありました経費節減というところで、こういう診療日の改正についても、私たち議員として、市民の方の思いとしては、この診療日の変更がどういう形で削減できるのか、赤字が解消できるのか、はたまた根尾の方であったり、本巢外山地区の方ですね、これに対して以前と同等の医療体制なりフォローができるのか、その辺は押さえられているのかもお尋ねしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

加納市民部長。

○市民部長（加納正康君）

根尾診療所、本巢診療所、それぞれ大体診療に見える方なんですけれども、調査いたしましたら、大体月に1回定期的に通われている方がほとんどだということで、毎日見えるような方が見えないということで、診療日数が減っても受診される方に多大な影響はないというような形を考えております。その辺は、この間も自治会長会のほうで地元のほうにもちょっと説明をさせていただいて、御理解を得ているというような状況でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

12番 河村君。

○12番（河村志信君）

いずれにしても、私の先ほど質問させていただいた正規職員の方の中身ですね。研修に毎週行ってみえるというところで、その中身がはっきり言って正直分かりません。どういう活動をされているのかが、こちらではちょっと把握できておりません。

それと、昨今の訪問診療であるとか、訪問看護というようなことも、この診療日が減る分、そういうものも逆に手厚くしていただいて、地域の方が不安になられない、医療について低下するようなことがないようにお願いしたいと思いますので、12月6日の全員協議会でもさらにお伺いしたいと思いますので、その辺の準備をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

1番 吉村議員。

○1番（吉村知浩君）

今説明があった趣旨のところで慢性的な赤字経営となっているということが趣旨になっているんですけど、この改正が終わったらその趣旨が解消されるというか、一定判断基準としてこれをやって、結果こういうふうになることを見込んでこの改正を行うものだと思うんですが、その基準というか、大体幾らぐらいになりますと、だから成功だったとか失敗だったとかといった基準は設けておられるのかどうか。

これが第1弾として、また第2弾、第3弾といった改正の計画はあるのかどうかということをお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

加納市民部長。

○市民部長（加納正康君）

慢性的な赤字ということで、こちらも年々受診者数が減少しているためということでございます。

今後も受診者数は人口減少に伴って、こちらも減少していくだろうという予測はしております。

その中で、取りあえずまずは第1弾でこちら、診療体制を今の段階で見直すということで、また今後も受診者数の減少に伴って、随時いろんな体制を見直していくような形を取っていかねばいけないのではないかなというように考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

1 番 吉村君。

○1 番（吉村知浩君）

それでは、一応今回の改正で慢性的な赤字は解消されないというふうなことです。そういうふうに理解していいですか。

○議長（大西徳三郎君）

加納市民部長。

○市民部長（加納正康君）

こちらの赤字という部分に関しまして、診療所につきましては黒字になるようなことはないというふうに考えております。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

15番 道下君。

○15 番（道下和茂君）

今回、この条例案の改正は、診療時間、診療日数等を見直すわけですが、特に診療日数におきましては290日ほど今あると思うんですが、これを見直すことにより260日以下になりますと290日が今260日以上、260日以下という縛りがあると思いますが、そのいわゆる運営補助の部分について、どの程度のマイナスとなるのか、またそれに対してどういった方法でそれをカバーされようとしておりますか。

○議長（大西徳三郎君）

暫時休憩します。

今、執行部もちょっと資料をそろえて検討しておりますので、暫時休憩をします。10時40分に再開をいたします。

午前10時17分 休憩

○議長（大西徳三郎君）

休憩を終わりました、これから会議を再開します。

ただいま15番の道下議員についての答弁を市民部長に求めます。

○市民部長（加納正康君）

それでは先ほどの道下議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

運営補助金のほうですけれども、診療日が減ることによっての補助金のほうの減額につきましては約700万円前後減額になるということでございますが、その分につきましては、人件費の見直しや施設管理費等、経常経費の削減等に伴って対応できるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

今回提案されましたこの条例改正については、少し私の思いの中では順序がおかしいのではないかなあという思いの中から質問をするわけであります。

先ほど河村議員、また他の議員からの御質問等々があったわけでありますけれども、その中において、医師の数というのが本巢のほうでは1名、それで根尾のほうには2名の方が見えたけれども、本巢のほうの先生が1名減るということによって条例改正を行うと。内容を検討するというふうの説明があったわけだと記憶するわけでありますけれども、もしお医者さんが本巢の場合いなくなるなら、いなくなっていいのか悪いのかということ。

まず最初に、1年単位の先生であれ、市の職員であれ、数が減るということになれば、当然それなりの影響があるわけであります。ですので、1人減るけれども、増員というのか、補給というのか、それをすべきではないかという思いをするわけであります。

そのことについて議会が承認するか承認しないかはまた別の話として、そういう形が出て初めて2人になりますよと。なら、2人にした場合において、初めてこの運用の仕方を3人でしたものが今度2人でやる場合は何らかの形で変えなければならないだろう、そういう提案がなされてしかるべきだというふうに思うわけであります。

けれども、そのことが先に出ていなくて、そして2人にするからこういうふうの改革で議会の承認を得るというのは少し順序が違うんじゃないかなあという思いをしておりますので、そのことについてどのような見解をお持ちなのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質疑に対して、加納市民部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、今の鏑本議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

これまでの私の説明がちょっとよろしくなかったのかもしれませんが、今現在、3人の雇用、正規では2名の医師、それから1名の医師は会計年度任用職員という形の医師ということで3名でやっております。

この診療につきまして、受診者の減少傾向等を鑑みて、今の3人体制を2人体制にできるのではないかなというように検討を行いまして、会計年度の医師のほうが高齢でもあるということで、そちらの部分に対して削減させていただいて、2名の体制でも2か所、診療日を減らしてでも運営できるのではないかなというように形で、今回診療の体制を見直すという形で条例を上程させていただいたというところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

13番 鏑本議員。

○13番（鏑本規之君）

まず普通でいくと、その地域、無医村という言い方ができるかできないかは別として、その地域のお医者さんがいなくなる。いなくなるということについては、まず最初に住民に対して、それを利用しているその地域の住民に対して、まずこれこれこういうふうで人がいなくなりますよと。ですの、これこれこういうふうにして、それを補給するために、また診療所を運営するために、これこれこういうふうにするですよというように形の説明が地域の人たちにあつて、それで地域の人たちが何となくそれでもいいじゃないんですかというような報告があつてから何らかの形で議会に提案するなら、またそれでそこの中で議会としての考えとしてどうこうという形を持っていけるんですね。

けれども、前のときの報告等々によると、住民の中のアンケート等々の中にそのような記載はまずなかったかと思っているわけであります。

それからもう一点は、この改革案の中において、お医者さんがいない場合のことが書かれていることと、それから歯医者さんがまだいまだに残っているということについて等々、予算等々の中を見ても、お医者さんの診療等々は別として、歯医者にかかればいけない人というのは、まず99%と言ってもいいぐらい急に歯が痛くなるということはないわけであります。そうすると、歯医者さんまでも本来必要じゃないかなあというような議論になってくるかというわけであります。

この内容については、これからの審議の中でとことん提案もしていきますし、指摘もしていきたいと思っておりますけれども、まず今回出てきた内容については、先に人員が1人減るということをしちんとした形で提案をしてきて、そして1人減るけれども今度はまた新たに採用はしない理由を述べてもらって、初めてそこからスタートじゃないかというふうに思うわけありますので、そのようなふうには私は流れとしてはそうあるべきだろうというふうに思うわけありますけれども、そういうふうにはしなかった理由が何かあるなら答弁をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

加納市民部長。

○市民部長（加納正康君）

地元のほうの意向につきましては、今年の6月に市民アンケートということで取らせていただいた中で、診療日を減らしてでも運営をしてほしいというような形の要望も多々ありました。そういうアンケートの結果も踏まえまして、今回このような形で上程させていただいたという形になっております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

このことについては全員協議会で新たにまた審議をしていただけるということで、議長のほうからそのような提案がされております。本会議の中でいろんなことを聞くことも大いに結構かと思えますけれども、細かい明細等々については、また全員協議会の中で質問をしたいと思っております。

また、付託案件としてなっておりますので、委員会の中でまたそれなりの議論もされるだろうと思っております。

最終日において、また改めて質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしということで、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号については、文教福祉委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

日程第7 議案第43号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第7、議案第43号 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第43号 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議についてでございます。

岐阜市ほか20市町との証明書の交付等に関する事務について相互の委託を廃止するため、この規約を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、市民部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第43号の補足説明を加納市民部長に求めます。

加納君。

○市民部長（加納正康君）

それでは、議案第43号 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の概要5ページを御覧願います。

1の趣旨でございますが、地方自治法第252条の14の規定によりまして、証明書の交付等に関する事務の相互の委託を廃止することについて、議会の議決を求めるものでございます。

2の廃止の内容でございますが、現在、本市は岐阜市ほか20市町との間で住民票の写しなど各種証明書の発行を相互に委託する事務に関し規約等を定めまして、アナログ電話回線を使用したファクシミリ装置を用いて証明書を交付しておりますが、令和3年11月1日以降、コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付が可能となったこと、令和6年3月1日からは戸籍システム連携に伴いまして、全国で戸籍の取得が可能となりましたので、地方自治法第252条の14第2項の規定に基づきまして、本市を含め岐阜市ほか21市町で組織する相互発行連絡会議において、証明書の交付等に関する事務の委託について協議した結果、事務の委託を廃止することとなりましたので、議会の議決を求めるものでございます。

3の適用関係でございますが、施行期日は令和7年4月1日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

今説明があったわけでありますけれども、そのことによって廃止をするということであります。

マイナンバーカードを使用するというようなことも踏まえて説明があったわけでありますけれども、全体的に多くのところも廃止をしていくんだらうというふうに察するわけでありますけれども、廃止することによって市民に与える影響はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質疑について、加納市民部長に答弁を求めます。

○市民部長（加納正康君）

それではお答えさせていただきます。

この広域相互発行事務につきましては、本県市に住所や本籍地があれば本市と契約等定めております21市町の窓口において住民票等の交付が受けられ、また本市の窓口では、この21市町に住所や本籍地があれば住民票等の交付が受けられるサービスとなっております。

本市では、先ほども申し上げましたとおり、令和3年11月からマイナンバーカードを用いたコンビニ交付が始まり、早朝から深夜まで、土・日、祝日を問わず住民票等の取得が可能となり、また令和6年3月からはコンビニでは取得できない改正原戸籍や除籍などが全国の市町村の窓口で取得できるようになりました。また、スマートフォンなどからのオンライン申請も本市は受け付けておりますので、来庁することなく住民票などの取得も可能となっておりますので、住民の方にこちらが活用していただけるように、ホームページや広報等を通じまして広く周知をしてみたいというような形を考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

1番 吉村議員。

○1番（吉村知浩君）

今まで庁舎に来て発行してもらっていた人がコンビニでできるようになったから庁舎は廃止だよというようなことかなあと思うんですけども、特に高齢者に対する移行サポートみたいな部分というのは存在するのかなどうか、お願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの答弁についてもいいですか、加納市民部長。

○市民部長（加納正康君）

マイナンバーカードの取得につきましては、本庁舎に来ていただければ、マイナンバーカード申請の補助を行います。こちらで写真を撮って、そのままデータを送らせていただくような補助もやっておりますので、個人がスマートフォン等を用いてやるようなこともございませんので、いわゆるデジタル弱者と言われる方に関しましてはそういうような補助を行いながら広く所持していただけるようにPR、普及していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本君。

○13番（鰐本規之君）

今の説明等々、マイナンバーカードについても普及があったわけでありますけれども、テレビ等々、また新聞等々もマイナンバーカードについてはあまりいい評判を受けていないというふうに思うわけであります。

また、市のほうのいろんな形の報告等々の中においても、市民の方たちの取得率というのか、そういうものは80%前後であろうというふうに思っています。全国においても、地方によってはそれよりも相当低いところもあるかと思っておるわけであります。

コンビニ等々でマイナンバーカードを使ってやるということでもありますけれども、ない人にとっては多分やれないだろうと思う。そういうような形で、今、吉村議員からも質問があったようなもので、どういう形でない方に普及していくかというのは今の答弁で分かったわけでもありますけれども、マイナンバーカード普及に対していろんな手当てをしているにもかかわらず、本巢市においても全国的においても80%弱であろうというふうに感ずるところを見ると、こういう問題も少し真剣に考えなければいけないかなあというような思いをしておるわけであります。

その中で私が少し気になったことは、勉強不足かもしれませんが、地方自治法第252条の14第2項とかいうことが書かれているんですが、これは内容がさっぱり分かりませんので、もし分かるようであれば御説明をお願いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

加納市民部長。

○市民部長（加納正康君）

先ほどの補足説明の中で、地方自治法第252条の14第2項の規定に基づきましてということでお話しさせていただきました。

その内容につきましては、地方自治法のほうでは、委託した事務を変更または廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は協議して行わなければならないと規定されております。

そのことによって、本市を含め22市町で組織する相互発行連絡会議において協議し、22市町全てがこの事務の委託を廃止することを決定したということでございます。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第43号 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第44号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第8、議案第44号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第44号 指定管理者の指定についてでございます。

指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって終了するため、協業による林業生産の合理化、生産性の向上を図り、協業活動体制の強化及び円滑な推進に資するため指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業経済部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第44号の補足説明を瀬川産業経済部長に求めます。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

議案第44号、本巣市根尾林業センターの指定管理の指定について補足説明をさせていただきます。

本施設は、昭和57年12月に第2次林業構造改善事業の補助金を受けて整備を行い、供用開始がされています。昭和60年4月から施設の管理及び運営を現在のもとす郡森林組合に委託し、本巣市になってからは、指定管理者制度により、平成16年2月1日から令和7年3月31日までの長きにわたり、もとす郡森林組合に指定管理を行っていただいております。

今年度末をもって指定管理期間が満了することから、令和6年10月28日付でもとす郡森林組合のほうから本巣市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、指定管理者の指定を受けたい旨の申請書が提出されました。

本施設の設置につきましては、本巣市根尾林業センター条例第1条で、「協業による林業生産の合理化、生産性の向上を図り、協業活動体制の強化及び円滑の推進に資することを目的とし、労務班及び森林組合員の実技訓練並びに相互研鑽を行うため」と定められており、もとす郡森林組合は、本施設の設置目的を効果的かつ効率的に遂行できる団体であり、これまでの指定管理の実績も踏まえ、今後も安定した施設管理が期待できるため、指定管理者に指定するものでございます。

また、指定管理期間につきましては、本巣市指定管理者制度ガイドラインに従い3年でございま

す。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

今、提案理由、また説明の中に、もとす郡森林組合から指定管理の指定を受けたい旨の申出があったというふうに聞こえたわけであります。

そうだとすると、この森林組合は本巢市の指定管理者となることによって何か利点があるのか否か、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

瀬川産業経済部長に答弁を求めます。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

もとす郡森林組合につきましては、昭和60年からずっと指定管理をやっております、市の森林整備等を重点的にやっていただいております。

組合員数も1,100人ほどございまして、それらを束ねていただいて適切な管理をしているということでございますので、そういった意味で利点があると考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

この森林組合が本巢市の指定管理者となることによって、森林組合自体に利点があるのかということをお尋ねしたわけであります。

今の答弁等々だと、また次の質問とかみ合うところもあるかと思うんですが、要するに、指定を受けさせることによって、本巢市にとってどれだけの利点があるかということも当然聞くわけでありますけれども、その前に、今の私の質問は、組合自体に対して何らかの利点があるのかということなの。

そうすると、今の答弁だと、市がいろんなことを委託するのにこの森林組合に指定管理をお願いしている以上は、いろんな形の事業についてそこに委託をするというふうに限られてしまうとすると、競争原理の中からはしてみると少しおかしな形になるんじゃないかなあと思って聞いたわけでありますので、改めて質問をし直しますので、答弁のほどよろしくお願いをいたします。

改めて質問をします。

組合のほうから指定管理のお願いがあったという、ある以上は組合に対して何らかの利点がなければ多分そういうお願いはしてこないだろうと思う。

ですので、この森林組合が指定管理者となることによって、この組合自体の利点はどこにあるのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質疑に対しての答弁を瀬川産業経済部長に求めます。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

林業センターを、当時昭和57年のとき、設置したときの目的の中に、協業による林業生産の合理化、生産の向上というところがございまして、それをできる団体というところで、当時の森林組合が事務所をその中に占有して入ったという経緯がございまして、利点というか経済的な利点というのは、市からは補助が出ていないので特にございませんが、地域の森林を守るというところの活動で、自らの生産活動によって利点を得ているというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

指定を受けることによって組合に何ら利点はないというふうの答弁でありました。

その中において、地域の人たちが自分たちの持つ山なのか、それに関連する山なのかは知りませんが、その山の整備をすることが目的として森林組合の指定を受けたいと、市の指定を受けたいというふうであるとするなら、今の答弁をそのままそっくりよしとするとするなら、ボランティア活動みたいな形で自分たちの山を自分たちで守っていくのに、何も市の指定管理の指定を受ける必要もないだろうと思っているし、また市からその組合に対して何ら援助することもないし、指定管理料を払うわけでもないような答弁でしたけれども、そうだとするなら、言葉は悪いかもしれませんが、勝手にやってくださいでオーケーじゃないかと思うわけで、あえてまた議会の承認を得る必要もないじゃないかなあというふうに思うわけでありますけれども、その点についてはどのようにお考えなのか、答弁願います。

○議長（大西徳三郎君）

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

根尾林業センターの条例にも設置の目的と、あと指定管理ということで条例に定められております。

今この根尾の林業センターが今後必要であるかどうかというところにも入ってくるかと思っておりますけれども、現時点ではこの林業センターは必要だという方向で動いております。それに伴いまして、もとす郡森林組合というところから指定管理をしていただくことによって円滑な運営ができるという方向で考えてございますので、御了承のほうをいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

3回目ですので、これで質疑を終わってください。

次、委員会がありますから、だからもう一回質問してください。

○13番（鰐本規之君）

いいですか、これは議会に対して、要するに付託案件みたいな形で、指定管理をするか否かというのを審議しているんです。それなら、一遍全員協議会でこのことがどういう形で、なぜこれが必要なのかということをやするように、議長をお願いをいたします。

ここで質問しておることについて、3回だとか5回だとかという形で質疑応答を蹴るということは、私に言わせれば、議長権限の乱用であると思っておりますので、議長に対して不信任決議を出したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

それでは、道下君。

○15番（道下和茂君）

この林業センターが必要であるかないかということは、私は必要だと思います。

なぜならば、この森林組合は組合員1,100人の多くの山を整備しております。ただ根尾地域には森林組合に入っていない大きな山主もおります。そうした中で、地元を中心とした組合員のいろいろな林業整備に関して、またいろいろなことをやっておる。山林保険とかいろいろな面の活動もしておる。そうした中で、森林組合としての本来の建物は、根尾村時代からこの林業センターを造って、そこに森林組合が入っていただくということで森林組合の事務所として使用をしておるわけですね。

今、森林組合としては自分の事務所は持っていないということで、この林業センターを使用しておるということで、その指定管理が切れるということですので、引き続き私はこの森林組合に指定管理を委託していくのが妥当ではないかと、地元として私はそう思っております。以上。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

1番 吉村君。

○1番（吉村知浩君）

市の指定管理者になるということは、一種の権限を持つということだとも思うんですけど、ほかに指定管理者の候補がいなかったのかどうかという、一本釣りなのか、複数手を挙げた中で組合が一番適しているということで契約をしようということなのか、お尋ねします。ほかに候補者がいなかったのか。

○議長（大西徳三郎君）

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

市内には4つの林業をやっている業者がございましてけれども、そもそもの今、道下議員が言っていたように、林業センターを建てたときにもとす郡森林組合が事務所を構えて運

営してきている。そのスタートから始まりまして、指定管理の業務、林業センターの利用の許可とか、林業センターの施設及び設備の維持管理等がメインとなってございますので、そういった意味からもとす郡森林組合が継続的にやってきているということに対して問題はないかと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

1 番 吉村君。

○1 番（吉村知浩君）

ほかに候補者がいなかったということでもいいですか。

○議長（大西徳三郎君）

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

そのとおりでよろしいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本君。

○13 番（鰐本規之君）

あまり議長権限を使わないようにお願いをしておきます。

私はなぜこれを聞くかという、森林組合に付託という形、指定管理をするという、これはいいとか悪いとかはまた別の話なの。

この森林組合がやっていることについては、非常にいろんなことをしてくれているだろうなあと思っているわけなの。そのことによって、本巢市にある程度の利益があるであろうということも私はそれなりに理解はしている。

けれども、世間一般の不評等々から見ると、山が荒廃していますよというところが非常にあるわけであります。

だとするなら、今の答弁の中において、指定管理等々を管理者として認めるなら、せっかく認めるなら、指定管理料というものをある程度面倒を見てあげて、この組合がもっと活動しやすくして、この本巢市の面積の80%、90%を占める森林をもっと有効に使えるようにしたほうがいいじゃないかという思いで聞いているわけなんです。私は森林組合を潰そうとかなくせよとか、そういうつもりで聞いておるわけじゃありません。

ただ、指定管理にするにはするだけの目的がなければ指定管理にする必要はないだろうと思ってるし、森林組合も指定管理にしてもらって何か活動がしやすくなるというなら指定管理をすればいいことであって、わざわざ議会の時間を取って指定管理を、お願いが来たから、はい、分かりましたといってやるということについては、少し軽いんじゃないかなあという思いをして、今いろん

な質問をしているわけであります。

ですので、当初、何年前か知りませんが、これがずうっと慣例みたいになってきて、内容が分からない人たちもいるだろうと思う。私もあまり勉強をしていないので、この条例自体が何を意味するのかということ自体もあまりよく理解をしていないから聞いているわけであります。

多分、私よりももっと理解ができていない、たまたまこういうものが来たから、慣例として3年に一遍ずつこういうのが出ているから、何の問題もないからいいですよという形で賛成、今まで私は賛成してきました。けれども、内容についていろんな形のことを聞いてみると、少し条例改正等々の中において、もう少しこの組合の活動をしてもらうことによって山林の荒廃等々がなくなればいいなあということで今聞いておるわけであります。

そういうことも含めて、今の答弁等々でいくと、何もないなあという気がするわけでありますけれども、何もなければ、わざわざ指定管理の指定をする必要はないかと思っておりますけれども、どうして指定管理の指定が必要なのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

先ほども御答弁させていただきましたが、この指定管理の事業の内容なんですけれども、林業の事業を委託とかそういうものではなくて、林業センターの利用の許可、施設で会議を開くとか、いろんな許可業務がございまして、もう一つは、林業センターそのものの施設の維持管理をお願いするということで、そういったところがこのセンター条例の業務内容になっております。

そういったところで、先ほど森林組合のほうが過去からずっと入っていただいて、管理をいただいているということで、ちょっとほかの林業の工事とかいろんなものを混ぜてしまうと違った方向へ進んでしまうんですけど、このセンター条例というのは、そういう建物の管理等がメインで行っていますので、そこへ事務所を構えている森林組合さんがやっていただけるのが一番だという、そういう考えでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

13番 鰐本君。

○13番（鰐本規之君）

場所がどこだ分かった、今。根尾のどこにあるかということ、みんな分かっている。

〔「診療所の近く」と呼ぶ者あり〕

そうそう。だから、あれが市の施設なのか何かということ、分かっている。

ちょっと暫時休憩願います。

○議長（大西徳三郎君）

暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

〔挙手する者あり〕

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

今までの答弁、私が質問した内容と少しかけ離れた答弁だったというような気がいたしておりますので、改めてお伺いをいたします。

今回、もとす郡森林組合のほうから指定管理のお願いがあったということでございます。

指定管理のお願いがあったということについては、当然お願いをする以上、その組合にとって何かメリットがあるだろうというふうに思うわけであります。

場所においても、住所等々は記載されております。私も見に行ったところ、非常に広い場所であるなあというふうには思っておるわけでありますけれども、指定管理にする何らかの形の理由が、どのような理由があるのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

根尾林業センターの設置目的を達成するために、地方自治法上でも指定管理を指定したいということと、議会の議決を得たいというところを踏まえ、指定管理でやっていくのが適正ということで今回お願いをしているところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

13番 鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

建物等々を利用するのが大きな目的であるということになれば、当然本来であるとするなら、その建物についての使用料等々というものを市のほうにいただかなければいけないだろうと思うけれども、また建物等々については、修理等々についても含めて悪くなったらこの組合が責任を持って直すということは条件の中に定められているのかお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

修繕につきましては、60万未満の小規模なものは森林組合のほうで、それを超える大規模改修のようなものが発生した場合は、大家である市が修繕をするということになっております。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第9 議案第45号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第9、議案第45号 市道路線の認定についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由等の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第45号 市道路線の認定についてでございます。

民間開発により市に寄附される道路について市道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、都市建設部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

議案第45号の補足説明を高橋都市建設部長に求めます。

高橋部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

議案第45号 市道路線の認定について補足説明をいたします。

議案の概要6、7ページの認定する路線説明を御覧ください。

認定番号1の市道真正1232号線は、温井字西屋敷地内の6戸の占用住宅分譲に伴い、市土地開発事業の調整に関する規則による土地開発事業によって整備された道路で、建築基準法の規定により道路の位置の指定を受けており、認定する路線図のとおり認定をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第10 議案第46号から日程第12 議案第48号まで（上程・説明・委員会付託省略）

○議長（大西徳三郎君）

日程第10、議案第46号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第6号）についてから日程第12、議案第48号 令和6年度本巣市下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第46号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,935万3,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、児童福祉等対策事業補助金及びもとす広域連合介護保険負担金精算金の新規計上、子どものための教育・保育給付費負担金等の増額並びに保育対策総合支援事業費補助金の皆減及び財政調整基金繰入金の減額でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、真正中学校グラウンド南土地の測量業務等実施に伴う測量調査設計等委託料及び糸貫公民館及び真正公民館の移転調査に伴う調査委託料等の新規計上並びに議会のタブレット端末導入に伴う通信運搬費等、また障害福祉システムの改修に伴うシステム改修委託料及び広域入所利用者数の増加等に伴う保育実施委託料等の増額でございます。

次に、議案第47号 令和6年度本巣市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

収益的支出につきましては、本管等漏水緊急修繕の実施に伴う修繕費及び電気代の増に伴う動力費等の増額を予備費で調整するものでございます。

資本的支出につきましては41万2,000円を減額するもので、利率見直し方式で借り入れた企業債の利率見直しに伴う企業債償還金の減額でございます。

次に、議案第48号 令和6年度本巣市下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

収益的支出につきましては、電気代の増に伴う光熱水費等の増額を予備費で調整するものでございます。

資本的支出につきましては16万5,000円を減額するもので、利率見直し方式で借り入れた企業債の利率見直しに伴う建設企業債元金償還金の減額でございます。

以上、詳細につきまして、議案第46号は副市長から、議案第47号及び議案第48号は上下水道部長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

すみません、提案説明を一部修正させていただきたいと思います。

最後のほうで、詳細につきまして、議案第45号は副市長から、そして議案第47号及び議案第48号は上下水道部長と申し上げましたけれども、組織改編によりまして、水道環境部長でございますので、それぞれ御説明申し上げるということで訂正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

議案第46号の補足説明を谷口副市長に求めます。

副市長。

○副市長（谷口博文君）

それでは、議案第46号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第6号）につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案のつづりの12ページの次のページにございます一般会計補正予算書（第6号）の1ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,935万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201億6,652万4,000円とするものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

第2表といたしまして、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

追加をお願いする事項といたしましては、令和7年度の保育士等派遣事業でございます。

保育士や幼稚園教諭につきましては、その人材確保に努めているところでございますが、正規職員や会計年度任用職員としての雇用が非常に困難な状況が続いておりますことから、人材派遣業者との派遣委託契約により、早期に新年度の保育士等を確保することを目的といたしまして、本年12月以降に派遣契約を締結するため、限度額5,000万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

第3表の地方債補正では、辺地債において市道根尾83号線災害防除事業に対する協議額の同意を得ることができなかったことに伴い、緊急自然災害防止対策事業債へ変更し、土木債3,470万円の増額、辺地債3,470万円の減額をお願いするものでございます。

これよりは歳入歳出補正予算の主なものにつきまして説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要のつづりの7ページの次にございます補正予算の概要の1ページを御覧ください。

歳入でございますが、1段目の国庫負担金422万3,000円と、その3つ下、県負担金211万1,000円につきましては、子どものための教育・保育給付費負担金で、広域入所利用者数の増加に伴う負担

金の増額でございます。

２段目の国庫補助金、障害者総合支援事業費補助金53万8,000円につきましては、認定手続の簡素化に伴う障害福祉システムの改修費に対する補助金の増額でございます。

その下、保育対策総合支援事業費補助金2,329万7,000円の減額と、その２つ下、県補助金、児童福祉等対策事業補助金2,324万4,000円につきましては、小規模保育事業施設整備補助事業に対する対象補助金が国庫補助金から県補助金に変更となったことによるものでございます。

その下、寄附金、企業版ふるさと納税寄附金20万円につきましては、もとまるパーク整備事業に対する寄附金の増額でございます。

その下、繰入金、財政調整基金繰入金3,800万円につきましては、財源調整による減額でございます。

その下、諸収入、もとす広域連合介護保険負担金精算金5,033万4,000円につきましては、過年度の精算に伴う新規計上でございます。

その下、市債につきましては、先ほど地方債の補正のところで説明させていただきましたので、省略させていただきます。

２ページを御覧ください。

歳出でございますが、議会費、議会運営費258万6,000円につきましては、円滑な議会運営の実現やメール送信による確実な情報伝達を行うための議会タブレット導入に要する消耗品費、通信運搬費の増額及びシステム導入委託料の新規計上でございます。

民生費、障害者福祉費107万8,000円につきましては、認定手続の簡素化に伴う障害福祉システムの改修委託料の増額でございます。

その下、児童福祉総務費844万6,000円につきましては、広域入所利用者数の増加等に伴う保育実施委託料の増額でございます。

教育費、中学校費410万1,000円につきましては、真正中学校グラウンドについて生徒にとってよい環境の中で使用できるようにするため、用地取得に必要となる土地鑑定評価及び測量調査等の委託料でございます。

その下、公民館費254万1,000円につきましては、糸貫公民館及び真正公民館の移転調査に伴う調査委託料でございます。

その下、諸支出金、諸費30万1,000円につきましては、過年度の国庫負担金に係る還付金でございます。

その下の予備費30万円につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第47号及び議案第48号の補足説明を青木水道環境部長に求めます。

青木部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

それでは、議案第47号 令和6年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的支出の総額につきましては、変更ございません。

第3条、資本的支出につきましては、予算の総額から41万2,000円を減額し、7億5,561万4,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

実施計画書にて説明させていただきます。

収益的支出でございますが、1款1項2目配水及び給水費276万円の増額につきましては、本管等漏水の緊急修繕実施に伴う修繕費200万円及び電気代増に伴う動力費76万円の補正でございます。

2項1目支払利息57万6,000円の増額につきましては、利率見直し方式で借りました企業債の利率見直しに伴うものでございます。

なお、この財源につきましては予備費で対応するため、4項1目予備費333万6,000円の減額で調整しております。

続きまして、資本的支出でございますが、1款2項1目企業債償還金41万2,000円の減額につきましては、利率見直し方式で借りました企業債の利率見直しに伴うものでございます。

以上、水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第48号 令和6年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページを御覧ください。

第2条の収益的支出の総額につきましては、変更がございません。

第3条、資本的支出につきましては、予算の総額から16万5,000円を減額し、4億9,015万6,000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。

実施計画書にて説明させていただきます。

収益的支出でございますが、1款1項1目処理場維持管理費206万2,000円の増額につきましては、電気代増に伴う光熱水費の補正でございます。

2項1目支払利息35万2,000円の増額につきましては、利率見直し方式で借りました企業債の利率見直しに伴うものでございます。

なお、この財源につきましては予備費で対応するため、4項1目予備費241万4,000円の減額で調整しております。

続きまして、資本的支出でございますが、1款2項1目建設企業債元金償還金16万5,000円の減額につきましては、利率見直し方式で借りました企業債の利率見直しに伴うものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第46号を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号については、委員会付託を省略し、総務企画委員会の所管に属する予算については総務企画委員会、文教福祉委員会の所管に属する予算については文教福祉委員会、産業建設委員会の所管に属する予算については産業建設委員会、以上のとおりそれぞれの所管の委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員会付託を省略し、それぞれ所管する委員会において協議することに決定いたしました。

議案第47号を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号については、委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議することに決定いたしました。

議案第48号を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号については、委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議することに決定いたしました。

日程第13 議員派遣について

○議長（大西徳三郎君）

日程第13、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

12月5日木曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午前11時49分 散会

